

中学3年生用

令和8年度
入学予定者版

奨学資金貸与希望者（高校予約）募集案内

奨学資金の貸与を希望する皆さんへ

- ☆ この奨学資金は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等の修学を奨励するためにお貸しするものです。
- ☆ この奨学資金は、奨学生（生徒本人）に直接お貸しするもので、奨学生（生徒本人）は高等学校等を卒業後、返還しなければなりません。
- ☆ 奨学資金の予約採用を希望する人は、ご家族の方とよく相談のうえ、在学する中学校へ申請してください。
- ☆ 今回、奨学資金（高校予約）の申請をしない場合でも、高等学校等入学後に奨学資金の募集を行います。ただし、貸与決定及び送金は8月以降の予定です。

● 書類提出先 在学する中学校

● 提出期限 在学する中学校の指定日

提出期限については学校に問い合わせてください。

（当会ではお答えできません）

※早めのご提出をお願いします。

● お問い合わせ先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第1課 貸与係

T E L 078-361-6640

受付時間 午前9時～午後4時30分（土、日、祝日除く）

ホームページ <https://pure.ne.jp/syougaku/>

当会ホームページによくある質問を掲載しています。そちらもご参照ください。
(https://pure.ne.jp/syougaku/syougakukin2_qa.html)

奨学金の入学前送金については、兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)による申請と「入学届 兼 進学先決定届」の提出が必要です。
詳しくは1月の進学先決定時期に学校を通じてお知らせします。

1 申請について

(1) 貸与対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。(下記の収入基準を参照)
- ② 中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。)の最終学年に在学し、令和8年4月に高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校・専修学校の高等課程への進学を希望する人。
- ③ 申請者の生計を主として維持する方(保護者等)が兵庫県内に住所を有していること
※ 奨学生(生徒)が「入寮等の理由」で県外に居住しても貸与できます。

(2) 連帯保証人

申請にあたっては連帯保証人1名が必要です。

親権者又は後見人(保護者)の方としてください。ご家庭の事情により別の方を連帯保証人に指名する場合は、事前に当会までご相談ください。(自己破産や行方不明等)

※ 連帯保証人は申請者と同等の返還義務があります。

(3) 併用できない奨学金等

- ① 独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会)による奨学金
 - ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
 - ③ (公財)兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
 - ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金
- ※ 市町の奨学資金等で本会の奨学資金との併用を禁止している場合もあります。市町の実施している奨学資金等についてはお住まいの市町にご確認ください。

(4) 貸与額

(ア) 貸与月額(無利子)

区 分	国公立	私 立
自宅通学生	18,000円	30,000円
自宅外通学生	23,000円	35,000円

※ 送金は年3回に分けて行います(6か月・3か月・3か月)。

※ 自宅外通学者への加算は入学後の貸与となります。

(イ) タブレット端末等購入費 (1回限り) ※希望者のみ

90,000円

(5) 収入基準

【収入額の目安】※別項3所得の算定方法もあわせてご覧ください。

申請者の生計を主として維持する方(所得金額の最も多い方1名)の年間収入額で決定します。収入基準は、おおむね次のとおりです。家族構成等により限度額は増減します。

世帯人数	給与所得者、年金、生保受給者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成(例)
2人	599万円	196万円	父・申請者
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生

2 提出書類について

※①から④は必ず提出してください。

必 須	① 奨学資金申請書（高校予約）（両面）
	② 連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日から3か月以内の原本）
	③ 主として生計を維持している方（ <u>所得金額の最も多い方1名</u> ）の所得に関する証明書類 ※(1)【所得に関する提出書類】参照
	④ 振込先口座（申請者（生徒）名義）の通帳またはキャッシュカードのコピー ※口座番号と名義の部分を必ずコピーしてください。
該当者	⑤ 特別控除に関する書類等 ※(2)【特別控除該当者の添付書類】参照
希望者	⑥ タブレット端末等購入費等貸与願 （ <u>タブレットのみの申請はできません。</u> ） ※次頁の(3)【タブレット端末等購入費等貸与について】参照

(1) 【所得に関する提出書類】（下記にあてはまる書類を全て提出してください。）

所得については「1年間」の金額で審査します。月額で記載の書類は、年額に直してください。

		提出書類	発行所
必 須		・「課税（所得）証明書（2025年度分）」原本	市区町役場
該当する方	生活保護受給者	・最新の「保護変更決定通知書」の写し （生活扶助・教育扶助が記載されているもの）	福祉事務所
	年金受給者	・最新の「年金額改定通知書」等の写し （名前・金額が記載されている通知書）	日本年金機構
	雇用保険受給者	・雇用保険受給資格者証の写し （基本手当日額・給付日数が記載されている面）	職業安定所
	傷病手当受給者	・傷病手当金通知書の写し （金額が記載されている通知書）	健康保険協会

※2024年以降転職・就職・開業された方、または収入が著しく変動された方は下記書類を提出

- ・給与所得者 「収入見込証明書」
 - ・事業所得者 「収入見込申告書」
- 様式は在学する中学校にあります。

※上記以外の書類（源泉徴収票等）は、当会指定の証明書類ではないので受理できません。

(2) 【特別控除該当者の添付書類】

特別控除の種類	証明書類
母子・父子世帯	母子家庭等医療費受給者証等の写し
障害のある者がいる世帯	身体障害者手帳等の写し
主たる生計維持者が(単身赴任等)別居している世帯	住居費・光熱水費・家財用品購入の確認できる1年以内の領収書等の写し（71万円限度）
長期(6か月以上)に療養を要する者がいる世帯	医師の診断書（原本）と治療にかかる支出を確認できる1年以内の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書等と修繕費の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯とは、日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められた世帯です。	

(3) 【タブレット端末等購入費等貸与について】

【次の①②の要件を満たす方が対象です】 ※必ず奨学資金（本体）の申請が必要です。

- ① 自らの学習に使用するためにタブレット端末やノートパソコン等を購入又はリースやレンタルをすること。
 - ② 市町村等からタブレット端末等購入等にかかる給付や貸与を受けないこと。
- ※ 今回申請されない場合でも、入学後に随時申請することができますので、進学先の学校へ申し出てください。

兵庫県立学校については、非課税世帯及び生活保護（生業扶助）受給世帯等の生徒に対して、進学先の学校で教育用端末（タブレット等）が無償貸与される制度がありますので、申請についてはご注意ください。
※詳細は、進学を検討されている学校へご確認ください。

3 所得の算定方法

申請書裏面に記入する「所得」については、次のとおりです。

- ① **給与所得** ⇒ 総収入額に応じて次の計算式に当てはめて算定した金額。

所得の計算式（給与収入の場合）

総収入額（万円）	所得（万円） [計算後、小数点以下切捨て]
0 ～ 329	0
330 ～ 400	総収入（万円）×0.8－262.6
401 ～ 878	総収入（万円）×0.7－222.6
879 ～	総収入（万円）－486

※ 総収入額は「課税（所得）証明書」の給与収入に記載されている金額です。

- ② **事業所得** ⇒ 「課税（所得）証明書」の所得額に記載の金額

4 採用候補生の内定

選考は、申請書類の審査⇒選考委員会⇒採用候補者に内定となっています。

内定の通知は、**12月中旬頃**（予定）学校を通してお渡しします。

進学先決定後（入学試験に合格し進学校が決まった時）又は高校入学後に手続きが必要です。

(1) 奨学資金の貸与を受ける場合

貸与方法は、奨学生（生徒）本人名義の金融機関口座への振り込みです。

申込区分	I 期分 (4～9月分)	II 期分 (10～12月分)	III 期分 (1～3月分)
入学前送金を希望	2月中旬～3月末頃	10月末日	1月末日
その他	5月末～6月末頃		

※ 入学前送金の申込方法については、別途学校を通じて内定者に通知します。
(進学先の状況によっては入学前送金を受付できない場合があります)

(2) 届出が必要な事項

- ① 採用候補者を辞退する
- ② 申請者、連帯保証人の申請内容（住所、名前等）に異動があった
- ③ 連帯保証人を変更したい

※ 別途「異動届」の提出が必要ですので、在学する学校へ申し出てください。
(当会の登録内容と異なる場合は、送金等の手続きが遅れる場合があります)

5 高校入学後の注意点

- ① 高校へ入学届を提出。ただし、すでに中学校に入学届を提出し、送金を受けている方は高校入学時に入学届は提出不要です。
(自宅外通学となる場合は、異動届の提出が必要となります)
- ② 毎年度、4月頃に「継続願」を提出していただきます。
- ③ 休学、長期欠席等で学校を休むとき、同一学年を重ねて履修したとき(単位制高校では当該年度の修得単位数が18単位未満のとき)は奨学資金の貸与を停止します。
- ④ 退学等により貸与の要件に該当しなくなったとき、貸与を受けることを辞退したとき又は修学の見込みがなくなったときは、奨学資金の貸与を取消します。

6 奨学資金の加算

以下は、奨学生として採用された方が、高等学校入学後に申請することができます。奨学生のうち、一定の要件を満たす希望者に対して貸与する制度です。決定等は令和8年8月以降の予定です。

- ① 職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定料
- ② 通学交通費
- ③ 電動アシスト自転車購入費
- ④ タブレット端末等購入費等(中学、高校のどちらからでも申請できます。※1回限り)

7 返還について

卒業または退学等により貸与の要件に該当しなくなった翌月から返還が始まります。貸与終了時に提出する「借用証書」で返還方法(月賦、半年賦等)を選択していただきます。返還書類等については、貸与終了時に学校を通してご案内します。

《月賦返還の例》

区分		貸与月額	貸与期間	借用金額	返還回数	最低返還月額
国・公立	自宅	18,000	3年	648,000	111回	5,840円
	私立	30,000		1,080,000	144回	7,500円

※ 自宅外生や通学交通費、タブレット端末等購入費等の貸与を受けた奨学生は、上記借用金額に加算されるため、返還回数、返還月額が変動します。

(タブレット端末等購入費相当分については、貸与終了後9年以内で返還)

【返還が延滞した場合】

届出なく滞納が続く場合は、返還未済額の全額を一括して請求することがあるほか、債権回収業者への回収委託や支払督促等の法的措置をとらせていただくことがあります。

当会の奨学資金は、奨学生が返還義務を負うものです。

自身の立てた返還計画により、滞納することなく返還ください。

※奨学生が返還できない場合は、連帯保証人に返還していただきます。

(連帯保証人は奨学生と同等の返還義務があります)

必ずボールペンで記入してください

※消えるインクのペン、エンピツ書き、修正テープ等の使用は不可

訂正をする場合

2重線で抹消し、今回使用している記入者の印鑑で訂正印を押印し、余白に正しい内容を記入してください。

貴会奨学金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請にあたっては、貸与規程第2条第4号に記載の併用できない奨学金等を受けないこととし、また貸与期間中に転学・退学・休学・退学後等により、貸与決定のうえは貸与規程を遵守し、貸与終了時には借用証書を提出し、

連帯保証人・親権者と異なる印(朱肉使用の印)

学校名	〇〇市立 〇△中学校 第 3 学年		
申請者(生徒) ※自署	住所・電話(携帯)番号 〒 650 - 0011 神戸市中央区下山手通 〇-X-〇 (TEL) 078 - 〇〇〇 - X〇X〇		※連帯保証人と異なる印 兵庫
連帯保証人の同意 ※自署 (申請者が未成年の場合は、原則親権者又は後見人が記入)	住所・電話(携帯)番号 〒 650 - 神戸市中央区下山手通 〇-X-〇 (TEL) 090 - 〇〇〇〇 - X〇X〇		※連帯保証人と異なる印 兵庫太郎
親権者又は後見人の同意 ※自署 (同上的場合は記入不要)	住所・電話(携帯)番号 〒 - (TEL) - -		※連帯保証人と異なる印 印鑑登録証明書の印
勉学に対する意欲 ※申請者(生徒)本人が記入 (60文字程度)	現在、勉学面で努力している点。今後挑戦したいこと。(※家庭の事情は記入しないでください。) 申請者(生徒)が勉学に対する意欲(具体的な内容)を記入(少ないと不備になります。) ※家庭の事情についての記入不可		
特別な事情 右記①～④に該当する場合は、必ず記入	①連帯保証人が親権者又は後見人以外(自己破産など)②連帯保証人の住所が印鑑登録証明書と異なる。(単身赴任先等) ③申請者と連帯保証人(親権者)の住所が異なる。(寮、祖父母宅などを記入) ④養育費、親戚からの援助等、証明書類がない収入がある。(誰から年間いくらの援助額か記入) 上記の例に該当する特別な事情がある場合に記入		

【振込先口座】A又はBのどちらかに記入してください。(通帳がキャッシュカードの北へ添付)

A 金融機関 (ゆうちょ以外)	金融機関名・支店名 銀行 信金・組合 本店・支店 出張所	口座番号(右詰で記入)・普通預金
B ゆうちょ 銀行	通帳記号 口座名義人(生徒本人名義)	

振込先口座は申請者(生徒本人)の口座です

※送金口座の種目は、普通預金(通常貯金)に限ります
貯蓄預金・定期預金は不可

同一生計の家族数を記入

母子・父子家庭の場合は証明書を添付

家族数		5 人		① (該当の場合は○をする) 母子・ 父子 ・世帯		注 ①母子・父子世帯、②障害者 に該当する場合は○を記入してください。 ③その他特別控除 に該当する場合は金額を記入してください。 (控除を受けるには必ず証明書の添付が必要です。)		
ア 就学者を除く家族(幼児)	番号	申請者との続柄	名前	年齢	② 障害者 (○をする)	給与・年金・その他の収入(万円未満切捨て)		事業所得(万円未満切捨て)
						総収入(合計額)	所得★ (当会計算式で算定)	所得
ア 就学者を除く家族(幼児)	1	父	兵庫 太郎	45		750 万円	302 万円	万円
	2	祖父	兵庫 新太郎	73	○	100 万円		
	3	妹	兵庫 華	5		0 万円		
「課税証明書」・・・給与収入の額 「年金額改定通知書」・・・年金支払額 「傷病手当通知書」・・・月額×12の額 「雇用保険受給資格者証」・・・基本手当日額×給付日数の額 「最新の保護変更決定通知書」・・・最低生活費×12の額						無収入の方は「0」と記入		
事業所得の方は、「課税証明書」営業所得の額						この例の場合に必要な証明書類 - 父の所得に関する証明書類(750万円分) - 祖父が障害者である証明 - 父子家庭である証明		
学校名(本人以外)						学校区分(○をする)		
イ 就学者(小学生以上)	1	本人	兵庫 一郎	14	☒ 国公立 ☐ 2 私立	☒ 9 中学校(進学予定者)	☒ 1 自宅 ☐ 2 自宅外	万円 万円 万円
	2	弟	兵庫 二郎	10	☒ 国公立 ☐ 2 私立	☒ 1 小学校 ☐ 2 中学校 ☐ 3 高校 ☐ 4 高専 ☐ 5 専修(高等) ☐ 6 専修(専門) ☐ 7 短大 ☐ 8 大学(院)	☒ 1 自宅 ☐ 2 自宅外	万円 万円 万円
	3				☒ 国公立 ☐ 2 私立	☒ 1 小学校 ☐ 2 中学校 ☐ 3 高校 ☐ 4 高専 ☐ 5 専修(高等) ☐ 6 専修(専門) ☐ 7 短大 ☐ 8 大学(院)	☒ 1 自宅 ☐ 2 自宅外	万円 万円 万円
	4				☒ 国公立 ☐ 2 私立	☒ 1 小学校 ☐ 2 中学校 ☐ 3 高校 ☐ 4 高専 ☐ 5 専修(高等) ☐ 6 専修(専門) ☐ 7 短大 ☐ 8 大学(院)	☒ 1 自宅 ☐ 2 自宅外	万円 万円 万円
	5				☒ 国公立 ☐ 2 私立	☒ 1 小学校 ☐ 2 中学校 ☐ 3 高校 ☐ 4 高専 ☐ 5 専修(高等) ☐ 6 専修(専門) ☐ 7 短大 ☐ 8 大学(院)	☒ 1 自宅 ☐ 2 自宅外	万円 万円 万円
③ その他特別控除	事由				特別控除額(万円未満切捨て)			
	主に家計を支えている方が別居している世帯				別居のため特別に支出している住居費、光熱水費、家具・家事用品費の実費(71万円限度)			
以下は受理できません。必ず確認してください。 ① 申請者、連帯保証人、親権者又は後見人の筆跡が同じである。 ② 申請者、連帯保証人、親権者又は後見人の印影が同じ又はシャチハタ等を使用している。 ③ 連帯保証人の印が印鑑登録証明書の印鑑と異なる。 ④ 記入が必要な欄に空欄(未記入)がある。 ⑤ 連帯保証人の印鑑登録証明書(原本)が添付されていない。 ⑥ 当会が指定する所得証明が添付されていない。 ⑦ 通帳かキャッシュカードのコピーが添付されていない。								
学校長名								